

若者出会い応援事業 Q&A

令和7年6月1日更新

	Q	A
1	申請や助成金の受取に市役所に行く必要がありますか。	窓口でも申請できますが、オンラインによる申請も24時間受け付けています。助成金の商品券は交付決定通知書と一緒に送付しますので、申請から交付まで市役所へ行かなくても利用できます。
2	インターネットマッチングサービスでトラブルに遭うことが怖いんです。大丈夫でしょうか。	サービスの利用に関するトラブルについては、市は責任を負いかねますが、今回対象としているサービスは「インターネット型結婚相手紹介サービス業認証制度」の認定基準をクリアし、認定を受けたサービスを指定しています。 トラブルに巻き込まれないよう、運営サイトの注意事項をよくお読みになり、自己責任での利用をお願いします。 万が一トラブルに遭った場合は、運営サイトに報告するか、警察に通報をお願いします。
3	あきた結婚支援センターに入会していますが、若者出会い応援事業も併用できますか。	併用可能です。そのほかに若者交流促進事業でも若者の交流や出会いを目的としたイベントを企画していますので、ぜひご参加ください。
4	令和6年4月1日より以前からサービスを利用していますが、対象になりますか。	令和6年4月1日以後の利用分が助成対象です。対象期間外を含むプランをご契約の場合は助成対象金額を日割りで計算します。 例 3月15日に3か月プラン(90日分)を購入した場合、3月15～31日の17日間は対象外です。料金に(90日-17日)/90日を乗じた金額が助成されます。
5	対象経費の個別課金分とはどのようなものでしょうか。	基本プランや機能拡張などの月額料金は助成の対象となりますが、購入ごとに課金されるポイントなどの料金は対象外です。
6	「対象サービスを利用していることを証明するもの」とはどのようなものでしょうか。	対象サービスを利用料金に応じた期間利用していることを確認する必要があります。 会員情報のページなどで、会員であることや、プランの有効期限が表示されるものを提出してください。 また、上記の画面は退会すると確認できない場合がありますので、助成金の申請は退会前に行ってください。
7	サービス利用料を支払ったことを証明するものとはどのようなものですか。	クレジットカード明細、決済確認メール、AppleID決済の明細、Google Play決済の明細、プリペイドカードの明細情報など。(利用サービス名が記載されているものをご提出ください。)
8	年度の初めに利用し、一旦退会した後、もう一度利用している場合、2つの期間を合算して申請できますか。	1度目と2度目の利用料を支払ったことを証明するものと、最終的に対象サービスを利用していることを証明するものを提出していただければ対象となります。
9	3か月プランを購入しましたが、利用して1か月でマッチングし、退会したいと思っています。この場合、どのようにし、助成金を申請したらいいでしょうか。	まずは、助成金の申請をしてから退会してください。 この場合、利用サービスによっては、利用しなかった期間の利用料金の返金を受けられる場合がありますので、助成対象は申請日の属する利用月分までが対象となります。また、返金に係る手数料は助成対象外です。 利用料の返金については、各サービスの利用規約をご確認ください。
10	令和6年度に申請し、1万円の助成を受けていますが、もう一度申請できますか。	既に助成済みの金額と合わせて3万円に達するまでは、追加申請が可能です。したがって、既に助成を受けた金額が1万円の場合、追加で2万円まで助成を受けることができます。ただし、1年度につき1回限りの申請となるため、今年度既に助成を受けている方は申請できません。